

GHのサテライト化実現！協会の要望実る。

2013(平成26)年から日本認知症グループホーム協会が提案・要望

本年4月からの介護保険制度改正で、認知症グループホームの「サテライト事業所」が認められることになりました。

社会保障審議会の介護給付費分科会は、去る1月18日の分科会で「令和3年度介護報酬改定事項」についての全体像を報告しました。その内容には、「地域の特性に応じた認知症グループホームの確保」とした項に「グループホームのサテライト型事業所の創設」が入り、新年度から制度を実施するとしたものです。

日本認知症グループホーム協会は、平成23年の厚生労働大臣宛に「サテライト事業所の実現」を要望書として提出し、毎年の要望事項として働きかけてきました。また、東京都支部は、それに先駆けて東京都知事への毎年の要望事項に加え、知事が名古屋圏、大阪圏の府県等と連携して国に要望すべきと要請してきました。

今回の改定は、こうした8年越しの要望活動が実現したものです。

協会は、GH整備のマッチング事業を受託しており、今後の事業推進に追い風となるものです。

歴代の東京都知事の要望事項に

今回の改定では、本体事業所とサテライト事業所のユニット数の上限は4ユニットされました。

本体事業所が1ユニットの場合は、サテライトは1ユニット。本体が2ユニットの場合は、サテライトが2ユニット、または1ユニットのサテライトを2カ所開設することも可能となります。

いずれの場合も、サテライト事業所は管理者は兼務でき、計画作成担当者は本体事業所のケアマネの指導を受けて「認知症介護実践者研修修了者」で良いこととなります。

本体事業所とサテライトとの距離は、「自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内」となり「同一敷地等」は不可となります。(同一の地域密着型区域内と予想)

東京都知事の国への要望書は「安定的な経営と、まとまった用地の確保が困難で東京での整備促進の支障となっている」としており、これらが協会の要望事項と共に、介護給付費分科会に紹介されてきました。

(詳細は、厚労省HPの第199回介護報酬分科会資料をご覧ください)

日本認知症グループホーム協会主催

グループホームを中心とした「介護報酬改定説明会」のご案内

- ・3月18日(木) 14時から16時 講師 厚労省老健局認知症施策・地域介護推進課
- ・主婦会館プラザエフ9階 スズランの間の直接参加かZOOM参加、又はYouTubeで
- ・参加申し込み・詳細は、[協会HP](#)からお願い致します。先着順で、定員枠があります。
- ・会費は、会員の場合は無料ですが、それ以外の方は有料となる予定です。

◎4月14日(水) 会員限定「報酬改定留意事項説明会」を開催！

3月中に、今回改定の「Q & A」が出揃う事を踏まえて、協会幹部が説明します。